

神戸市広報掲示板設置等補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 27 日

企画調整局長決定

改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域住民相互のコミュニケーションの増進に寄与するとともに市政の広報活動に役立てるため、市内の自治組織が使用する広報掲示板の設置及び修繕（以下「設置等」という。）に要する経費の一部を補助することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治組織 市内の一定地域において、共通の地域目標をもって活動する自治会、婦人会等の団体をいう。ただし、政治、宗教、営利活動等、特定目的のために結成される住民運動団体等を除く。
- (2) 広報掲示板 自治組織が地域住民相互のコミュニケーションを増進し、各種行政情報を提供する等、自治組織自らが使用する掲示板をいう。
- (3) 設置 広報掲示板の新規取付けに係る工事をいう。
- (4) 修繕 広報掲示板の老朽化や破損等による、同一箇所（近隣場所を含む。）への建替えや板面の取替え等に係る工事をいう。

(対象者)

第 3 条 この要綱に基づく補助事業の対象となる者は、自治組織のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす団体とする。

- (1) 自治組織が広報掲示板の設置場所を確保すること。なお、設置場所は交通を妨げず、不特定の市民に利用される道路から視認できる場所とすること。
- (2) 自治組織が管理責任者を定め、広報掲示板を良好に維持管理すること。
- (3) 市及び区から掲示を依頼するポスター、ちらし等の送付先を市に登録し、優先的に掲示すること。
- (4) 特定の政治、宗教、営利活動や主義主張のためのポスター、ちらし等を掲示しないこと。

- (5) 自治組織は第三者に広報掲示板へ掲示物を掲示させないこと。また、広報掲示板を第三者に譲渡しないこと。

(対象経費)

第4条 当該年度内に広報掲示板の設置等に要するもので、外部事業者による新規製作、資材購入、取付け、撤去、処分、掘削等に係る経費とする。

- 2 補助の対象となる広報掲示板は、1自治組織あたり1年度につき3枚以内とする。
- 3 広報掲示板の修繕について補助申請する場合は、当該広報掲示板が破損するなど通常の使用に耐えないと認められ、かつ過去5年間にこの要綱に基づく補助金交付を受けていないこととする。ただし、5年を経過するまでに、天災その他の不可抗力により広報掲示板が滅失又は破損した場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該年度に設置等する広報掲示板1枚につき、その設置等に要する経費の3分の2（100円未満切り捨て）に相当する額とする。ただし、掲示板1枚につき上限を6万円とする。

- 2 広報掲示板を新規に取付け又は建替える場合、補助の対象となる広報掲示板の規格はおおむね別表のとおりとし、板面（両面）の色彩は緑、茶又は白系とする。
- 3 前項の規格に該当しない場合、自治組織は、広報掲示板設置等補助金交付申請書（様式第1号）にその理由を付して各区における区域を所管する区長及び北神担当区長（以下「区長等」という。）に提出するものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を受けようとするときは、広報掲示板設置等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、工事着手前に、区長等に提出しなければならない。

- (1) 広報掲示板設置等場所の位置図
- (2) 広報掲示板設置等場所の写真
- (3) 設置等費用見積書の写し

(交付の決定)

第7条 区長等は、前条の申請があった場合において、補助金規則第6条による補助金の

交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）をもって、すみやかに申請者に通知するものとする。

- 2 区長等は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式 2 号－2）をもって申請者に通知するものとする。
- 3 区長等は、第 1 項の決定に際し、補助金交付の目的を達成するために必要があるときは条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第 8 条 交付の決定を受けた自治組織は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 3 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を、区長等に提出しなければならない。

- 2 区長等は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第 5 号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第 6 号）により、当該自治組織に通知するものとする。

（設置等完了報告）

第 9 条 交付の決定を受けた自治組織は、当該掲示板の設置等完了後、次に掲げる書類に必要な事項を記入し、すみやかに区長等に提出しなければならない。

- (1) 広報掲示板設置等完了報告書（様式第 7 号）
- (2) 広報掲示板設置等経費を支払ったことを証明する書類（領収書の写し）
- (3) 広報掲示板設置等完了を証する現地写真

（補助金の交付）

第 10 条 区長等は、前条の広報掲示板設置等完了報告書に基づき補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに自治組織に通知し、補助金を交付するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 8 号）
- (2) その他区長等が必要と認める書類

- 2 前項で確定した補助金の交付額が、第 7 条及び第 8 条による補助金の交付決定額と同

額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 補助金の支払方法は口座振替とする。

(補助金の取消し及び返還)

第 11 条 区長等は、補助金交付決定を受けた自治組織が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により当該自治組織に通知するものとする。なお、既に補助金を交付している場合は、その全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用目的と異なる目的に補助金を使用したとき。
- (3) 交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により、補助金交付の決定又は交付を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示等に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた自治組織は、速やかに交付を受けた金員に相当する額を返還しなければならない。

(特例措置)

第 12 条 区長等は、地域による特別の事情等があると認められる場合には、第 3 条から第 6 条までの規定にかかわらず、補助金を交付することができる。

(施行細目)

第 13 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、地域協働局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に次に掲げる要綱により補助を受けた広報掲示板は、この要綱により補助を受けた広報掲示板とみなす。

- (1) 東灘区広報掲示板設置補助要綱
- (2) 灘区広報掲示板設置補助金交付要綱
- (3) 中央区広報掲示板設置等補助要綱
- (4) 兵庫区掲示板設置補助金交付要綱

- (5) (北区) 広報掲示板設置補助金交付要綱
- (6) 長田区広報掲示板設置補助要綱
- (7) 須磨区広報掲示板設置補助金交付要綱
- (8) 垂水区掲示板設置補助金交付要領
- (9) 西区広報掲示板設置等補助金交付要綱

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

広報掲示板		
種類	仕様	掲示板本体の寸法（枠を含む）
壁掛式	扉又は戸なし	高さ 600 ミリメートル 幅 900 ミリメートル
	アクリル製又はガラス製の扉 又は戸あり	高さ 900 ミリメートル 幅 1200 ミリメートル
自立式	アクリル製又はガラス製の扉 又は戸あり	高さ 900 ミリメートル 幅 1200 ミリメートル
		高さ 900 ミリメートル 幅 1500 ミリメートル

備考

- 1 この表において「壁掛式」とは、施設その他建築物の壁面又は柵等に固定して設置する掲示板をいう。
- 2 この表において「自立式」とは、支持材を使用して、自立するよう地面に固定して設置する掲示板をいう。